

19 確認

●専用水道における布設工事（次の①②に該当するもの）は、**担当課**の「確認」を受けてからでないと工事に着手できません。

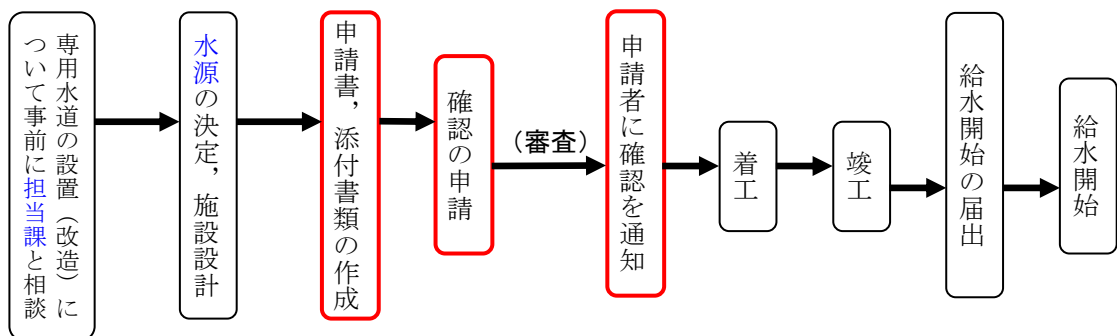
- ① 給水量、水源種別、取水地点又は浄水方法の変更のいずれかを伴う工事
- ② 沈殿池、ろ過池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模改造を伴う工事

●確認の際は、次の内容を記載した申請書に工事設計書と関係する図面などを添付し、施設所在地の首長あてに提出してください。

の 記 載	申請書の住所及び氏名 ※申請者が法人及び組合の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 水道事務所の所在地
	工事設計書に 記載する内容
の 記 載	施設の一日最大給水量及び一日平均給水量
	水源の種別及び取水地点
	水源水量（取水量）の概算及び水質試験の結果
	水道施設の概要
	水道施設の位置（標高、水位を含む。）、規模及び構造
	浄水方法
及 び 図 面	工事着手及び完了の予定年月日
	給水人口を記載した書類
	水の供給地域を記載した書類及び図面
	水道施設の位置を明らかにする地図
	水源及び浄水場周辺の概況を明らかにする地図
	主要な水道施設の構造を明らかにする平面図 導水・送水・配水に使用する主要管路の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

●確認の適否は、申請受理日から 30 日以内に担当課から通知（「否」の場合は理由をつけて通知）されます

専用水道の工事手続きに関する流れ



※未確認専用水道

居住人口の自然増により給水人口が 100 人を超えた自家用水道の設置者は「未確認専用水道報告書」により、施設概要を報告してください。

20 工事後の給水再開

●布設工事が終了して給水を再開しようとする時は、前もって担当課に届け出なければなりません。

●届出書には、次の書類を添付してください。

なお、これらの書類は検査日から5年間保管しなければなりません。

施設検査書	工事に伴う新設、増設又は改造施設及び、工事により影響を受ける施設（給水装置を含む）に関し、次の必要な項目について検査を行い、異常のないことを水道技術管理者が確認した書面。 <ul style="list-style-type: none">・浄水及び消毒の能力・流量、圧力、耐久力・汚染ならびに漏水の有無
水質検査成績書	給水栓（又は水質を同じくする点）で採水した水が、水質基準に適合する旨を記載した検査成績書で、登録検査機関が発行したもの。

●いずれかの検査で不備が認められた場合は、改善措置を講じた後に再検査を実施し、適正であることを確認してから届け出てください。

●管路の布設や施設の修繕など、布設工事に該当しない工事については、この届出は必要ありません。

ただし、届出の義務がないだけで、どのような工事であれ、工事後の清掃、消毒、水圧試験、施工確認、供給水の水質検査は、設置者の責任において必ず実施してください。

21 設置者の名称・住所の変更

●**専用水道の設置者**又は管理事務所の所在地に変更を生じた場合は、速やかに**担当課**に届け出なければなりません。

●**設置者**が個人であれば改名・転居の際に、**設置者**が組合又は法人であれば次の場合に届け出が必要となります。

- ① 社名（組合、団体名）の変更
- ② 代表者氏名の変更
- ③ 水道管理事務所の移転

●上記の①②には**水道施設**の承継（譲渡）に伴うものも含まれますが、この場合は承継（譲渡）を受けた者が届け出ることとなります。

●上記③の事務所は、一般には代表者の勤務地ですが、**水道技術管理者**が勤務している施設が別にある場合は、いずれを事務所と見なすか**担当課**に相談してください。

●届出の際に（変更後の）登記簿の写しなどを添付するか否かは、**担当課**に確認してください。

22 業務の委託

●専用水道の技術上の業務（下表）をその責任も含めて他者に委託した場合は、速やかに担当課に届け出なければなりません。

技術上の業務	説明
水道施設の 施設基準適合検査	水道施設に損壊がなく、本来の機能が維持されていることの恒常的な点検
給水開始前の 水質検査及び施設検査	工事が適正に完了していること、給水前の水質が基準に適合していることの確認
★水質検査	定期検査の実施と水質が正常であることの確認、水質異常時における臨時検査の実施
職員の健康診断	施設管理に従事する職員が伝染病に罹患していないことの確認
衛生上の措置	施設の清掃及び施設内の清潔保持
給水の緊急停止	水質異常を把握した際の給水停止措置と関係者への周知

※ 上記業務をすべて委託すれば、受託者が任命する水道技術管理者が業務を行うこととなり、委託者が水道技術管理者を置く必要はなくなります。

※ なお、上記業務の委託であっても、責任が委託者側に残る場合は届出はなりません。

※ また、上記の★以外の業務の全部を委託する場合に限り、受託者から登録検査機関への水質検査の委託が可能となります。（その場合以外は、設置者の義務として残ります。）

●委託の検討に際しては、厚生労働省水道課の「第三者委託の手引き」を参考としてください。なお、水道施設の運転管理が技術的に困難となりつつある場合は、担当課とも相談して、信頼できる第三者への業務委託を検討してください。

→「第三者委託の手引き」リンク

●委託に際しては、次の事項を明記した契約書を作成しなければなりません。

契約書に記載すべき事項
委託に係る業務内容（委託の範囲）
委託契約の期間及びその解除に関する事
委託業務の実施体制に関する事

●届出書には次の事項を記載（又は関係資料を添付）しなければなりません。

※ 組合又は法人にあっては、代表者の氏名。

届出書に記載すべき事項
専用水道設置者の氏名 ※
業務受託者の住所及び氏名 ※
受託水道技術管理者の氏名
受託業務の範囲
契約期間

●公営の専用水道に指定管理者制度を適用する場合は、「施設の管轄部局から指定管理者に業務を委託する」旨の届出が必要になります。

23 専用水道の休廃止

●専用水道を（再開を前提に一時）休止する場合は、休止の期間及び理由を**担当課**に連絡してください。

なお、施設休止の間は水道業務が発生しないことから、**水道技術管理者**は空席でも構いません。

●専用水道は、次のような事態が生じれば専用水道でなくなることから、担当課に連絡して廃止届を提出してください。

- ① **給水人口**が100人以下に減少し、早期回復の見込みがない。
- ② 施設の縮小により、**生活の用に供する水量**が20 m³/日以下となる。
- ③ 水道局の管路と接続し、居住者が個々に水道料金を支払う形に移行する。
- ④ 施設が閉鎖される。

●上記①②の場合は、専用水道廃止後の**水道施設**の管理方法を記述してください。

例) 縣市町の行政指導に従い、**塩素消毒**及び水質の定期検査を行う。

また、②の場合は、水量算定に係る資料を届出書に添付してください。

●廃止届が受理された後は、**専用水道設置者**の**水道法**上の義務及び**罰則**の適用はなくなり（※）、**担当課**の行政指導に従って施設を管理していただくこととなります。

※ ただし、**施設基準**及び**水質基準**は引き続き適用され、水道に起因する問題が発生した場合は、民事上の管理責任を問われることがあります。